

No.1～8の対象項目について、記載内容を理解した上で該当する網掛け部分にチェック及び記入し、署名してください。

No	対象	確認事項	職員使用
1	全員	入園後、現在と同じ会社で勤務しますか？ <b>※申込日から令和4年度内に転職の可能性がある場合は「不明」を選択してください。</b>	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 予定が変更となって転職する場合は、退職日と就労開始日を1日も空けずに、現在の雇用内容以上の就労を要します。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 転職先は決まっていますか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 退職日と就労開始日を1日も空けずに、現在の雇用内容以上の就労を要します。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → <b>入園希望月の就労の確認ができないため「求職中」の扱いとなります。</b>	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 不明 → 転職する場合、「退職日」と「就労開始日」を1日も空けずに、就労を開始することができますか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 転職が決まった場合は、遅くとも1か月以内に「退職日を証明する書類」と「新しい勤務証明書」を提出する必要があります。提出された書類から確認できなかった場合は、いかなる理由があつたとしても、内定を取り消します（入園後に判明した場合は、その月中で退園となります）。 この場合、兄弟姉妹含め2年間入園・転園選考の際に減点（-20点）となります。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → <b>入園希望月の就労の確認ができないため「求職中」の扱いとなります。</b>	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 不明 → <b>入園希望月の就労の確認ができないため「求職中」の扱いとなります。</b>	<input type="checkbox"/>
2	全員	入園月以降、今回提出する書類に記載された雇用（就労）内容（勤務日数・時間数）以上の就労をすることができますか？ <b>※雇用契約上の勤務日数・時間数を変更せずに育児短時間勤務を取得する場合は、「はい」を選択してください。</b>	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 入園後、証明書を求めた際に、できていなかった場合は、いかなる理由があつたとしても、その月中で退園となります。 この場合、兄弟姉妹含め2年間入園・転園選考の際に減点（-20点）となります。 <b>※以下は、「退園と2年間選考の際の減点」の対象となる場合の一例です。必ずお読みください。</b> ① 育休復帰時に時短勤務ではなく、雇用契約日数・時間数を減らして勤務を開始する。 ② 入園後に派遣先を探したが、申込時より少ない勤務日数・時間数の仕事しか見つからない。 ③ 勤務場所変更や、別々の園となり、子の送迎に間に合わないので就労時間を減らす。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 確実に就労できる日数・時間数を申告してください（会社にも要確認）。 <b>※記載がない場合は「求職中」の扱いとなります。</b> ⇒ 日数：月 日、または週 日、時間数：月 時間、または1日 時間 <b>※入園後、証明書を求めた際に、できていなかった場合、いかなる理由があつたとしても、その月中で退園となります。</b> この場合、兄弟姉妹含め2年間入園・転園選考の際に減点（-20点）となります。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 不明 → 「求職中」の扱いとなります。	<input type="checkbox"/>
3	全員	入園月以降、育児短時間勤務を取得する予定がありますか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 育児短時間勤務の内容は「 <b>1日実働6時間以上かつ勤務日数の変更なし</b> 」となりますか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 時短勤務取得に伴う基準指数への減算はありません。なお、復職後は上記の内容で復職が必要です。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 復職後の時短勤務の内容（予定）を記載してください。 → 1日実働____時間 週____日	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 入園後に時短勤務を取得する場合は、6時間以上かつ勤務日数の減少がないのであれば取得は可能です。 規定未滿の時短勤務を取得する場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>
4	全員	就労実績が6か月記載されていますか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 未確定の月分が予定として記載されていないことをご確認ください。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 前職はありますか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 採用年月日より前3か月以内の前職分の勤務証明書を提出することで、考慮できる場合があります（未提出は実績不足の減点対象となります）。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → <b>就労開始前の場合は内定指数を適用、実績不足の場合は実績不足の減点対象となります。</b>	<input type="checkbox"/>
5	勤務証明	右上の証明日が10月1日以降の日付となっていますか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 再度取得したものをご提出ください。	<input type="checkbox"/>
6	勤務証明	記載された最近6か月の就労実績内で雇用契約（日数・時間数）の変更はありましたか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 備考欄に雇用契約の「変更時期」「変更前後の勤務日数・時間数」の記載があるか確認してください。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/>

No	対象	確認事項	職員使用
7	勤務証明・就労状況申告書	「最近6か月の就労実績」について、全ての月が「4 雇用内容」に記載された雇用(就労)内容の勤務日数・時間数以上となっていますか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい → 実績が少なくなっていた場合、「特に理由なし」として扱います。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → <b>以下の実績が少なくなっている理由にチェック・記入してください(複数チェック可)。</b> ※下記に該当していたとしても、必ず考慮できるわけではありません。	
		⇒ <input type="checkbox"/> 特に理由なし・その他( )	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 有給休暇等が含まれていない。 → 正しい証明書をご提出ください	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 育児・介護休業法に基づく育児短時間勤務を取得していた。 → 勤務証明書の「6.最近6か月の就労実績」欄内「時短取得月」にチェックがあること及び 「8.育児短時間勤務の取得期間及び勤務時間」欄に正しく記載されているか確認し、ご提出ください。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 保護者本人や子の体調不良等( 年 月分)。 → ①勤務証明書の場合は「9.産前産後休暇・育児休業以外の休職期間」欄に証明を受け、⑦～⑩に追加で実績を記入してください。 ②上記①ができない場合又は就労状況申告書の場合は、「病院等の領収書のコピーに傷病名と勤務できなかった期間を記入して提出」または「傷病名と勤務することができない期間が記載された診断書を提出」することで考慮できる場合があります。	<input type="checkbox"/>
⇒ <input type="checkbox"/> 妊娠中による体調不良( 年 月分～ 年 月分)。 → 通常期(妊娠中の体調不良により実績が少なくなっていない時期)の就労実績が6か月分になるまで遡った勤務証明書も追加で提出してください。	<input type="checkbox"/>		
⇒ <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症対応による国や都による給与(収入)補償を受けた期間( 年 月分～ 年 月分)。 → 勤務証明書の場合、「6.最近6か月の就労実績」内「新型コロナウイルス感染症対応休業による国や都の補償を受けた期間」に該当する期間を記入してください。 → 就労状況申告書の場合、最近6か月の就労実績欄⑦「新型コロナウイルス感染症対応により国や都の補償を受けた期間」に該当する期間を記入のうえ、補償を受けた根拠書類の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>		
8	女性	現在妊娠中ですか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> はい(出産予定日 年 月 日)	
		→ 出産予定日が入園希望日より「前」か「後(入園希望日含む)」のどちらですか？	
		⇒ <input type="checkbox"/> 前 → 入園時点で育児休業中(取得予定)の場合は保育園入園月中に、産後休暇中の場合は育児休業を取得せずに産後休暇明けで、今回提出する書類に記載された雇用(就労)内容(勤務日数・時間数)以上の就労をすることができますか？	
		→ <input type="checkbox"/> はい → 就労要件での申込みとなります。 <b>入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、いかなる理由があつたとしても、その月中で退園となります。</b> この場合、兄弟姉妹含め2年間入園・転園選考の際に減点(－20点)となります。	<input type="checkbox"/>
		→ <input type="checkbox"/> いいえ → 出産要件での申込みとなり、出産月の2か月後までの在園となります。 ※認可保育園からの転園申込みの場合は、基準指数(47)までの指数を適用し、育休継続可能。	<input type="checkbox"/>
		⇒ <input type="checkbox"/> 後 → 入園日時点で産前休暇を取得せずに今回提出する書類に記載された就労内容(勤務日数・時間数)のとおり就労することができますか？	
		→ <input type="checkbox"/> はい → 就労要件での申込みとなります。 <b>入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、その月中で退園となります</b> (出産が入園日より前に早まった場合や入院により就労できなかった場合など、やむを得ない場合を除きますが、その場合は証明書の提出が必要となります)。退園となる場合、兄弟姉妹含め2年間入園・転園選考の際に減点(－20点)となります。	<input type="checkbox"/>
		→ <input type="checkbox"/> いいえ → 入園日時点で産前休暇中(取得予定)ですか？	
		→ <input type="checkbox"/> はい → 出産要件での申込みとなり、出産月の2か月後までの在園となります。	<input type="checkbox"/>
→ <input type="checkbox"/> いいえ → 確実に就労できる日数・時間数を「表面 3」で申告してください。 ※入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合 いかなる理由があつたとしても、その月中で退園かつ減点となります。	<input type="checkbox"/>		
⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 申込み後に妊娠がわかった場合は、すみやかに母子健康手帳(コピー)を提出してください。	<input type="checkbox"/>		
提出する勤務証明書(就労証明書)の記載内容及び上記チェック事項について、間違いがないことを確認しています。 また、記入した内容のとおりとならなかった場合、入園内定を取消(入園後の場合は保育実施解除)されたとしても異議ありません。			
令和 年 月 日 保護者氏名 _____			